

# 美術協会会則

最近改正 平成 30 年 5 月 25 日

## 総則

第 1 条 本会は、堺美術協会と称する。

第 2 条 本会は、堺市の美術の振興をはかり、市民文化の向上に資すると共に、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 本会の事務所は、公益財団法人堺市文化振興財団内に置く。

第 4 条 本会は、第 2 条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 堺美術協会展の開催
- (2) 美術の研究とその指導
- (3) その他適当と認める事業

第 5 条 本会は、本会の主旨に賛同する美術作家及び愛好家で、次の項目に該当する者をもって組織する。

- (1) 堺市内に在住する者
- (2) 堺市内に在勤する者
- (3) その他役員会で承認された者

第 6 条 本会に次の部門を置く。

日本画・水墨画、洋画・版画、彫刻、工芸、写真、書・てん刻

## 役員と職務

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 委員 各部門若干名
- (4) 会計 1 名
- (5) 会計監査 2 名
- (6) 委員長 1 名以内

第 8 条 役員は次のとおり選任し、その任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 本会の役員は、役員会で推薦し、総会において承認する。
- (2) 本会の、会長・副会長・会計・会計監査・委員長は役員の中より互選する。

第 9 条 役員に欠員が生じた場合の補充は、各部門の責任において選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- (3) 委員は、会長及び副会長を補佐し会務を執行する。
- (4) 会計は、会の目的達成のための経費一切を司り、その出納に関し適時報告しなければならない。
- (5) 会計監査は、会の経理について監査する。
- (6) 委員長は会長のもと、会の渉外活動を行う。

## 会議

第 11 条 本会は次の機関をもち、会長がこれを招集する。

- (1) 役員会
- (2) 総会

第 12 条 役員会は、本会の行う事業について協議し、その責任において運営する。

第 13 条 総会は年 1 回(5 月)開催する。ただし、必要に応じ会長の招集により臨時に総会を開くことができる。

第 14 条 総会及び役員会は、それぞれ構成員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き議決することはできない。

## 委員会の設置

第 15 条 本会に委員会を置くことができる。委員会は必要に応じて、役員会の承認を得て設置する。

## 委員と職務

第 16 条 委員は役員の中より互選し、その任期は役員の任期とする。ただし、再任は妨げない。

## 顧問

第 17 条 本会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。ただし、役員会の承認を得なければならない。

## 入会規定

第 18 条 本会の会員になろうとするときは、別に定めるところにより申し込みをし、役員会の承認を得なければならない。

第 19 条 本会の入会金は 1 万 5 千円とし、入会承認後直ちに納付しなければならない。ただし、入会金は退会時に返金しない。

## 会費

第 20 条 本会の会費は、年額 1 万円とし、毎年 6 月末までに納付しなければならない。ただし、名誉顧問及び顧問は除く。

## 会計

第 21 条 本会の経費は、入会金・会費・寄付金及び補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

## 会計年度

第 22 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 会則改正

第 23 条 会則は、総会の決議により改正することができる。

## 弔慰規定

第 24 条 会の会員が死亡したときは弔慰金 1 万円をおくるものとする。

第 25 条 条に該当する事由が発生した場合は、事務局に連絡するものとする。

## 委任

第 26 条 会則に規定するもののほか、会の運営に必要な事項は役員会で定める。

## 付則

第 27 条 会員が無届で 2 年以上会費を納入しないときは、退会したものとみなす。